

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東60 - 1  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 近畿財務局長  
 【提出日】 平成25年 6月 7日  
 【会社名】 京阪電気鉄道株式会社  
 【英訳名】 Keihan Electric Railway Co.,Ltd.  
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤 好文  
 【本店の所在の場所】 大阪府枚方市岡東町173番地の1  
 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(本社事務所)  
 【電話番号】 06(6944)2527  
 【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理担当部長 長濱 哲郎  
 【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(本社事務所)  
 【電話番号】 06(6944)2527  
 【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理担当部長 長濱 哲郎  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 10,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 5月17日
効力発生日	平成25年 5月25日
有効期限	平成27年 5月24日
発行登録番号	25 - 関東60
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 40,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 40,000百万円  
(40,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 京阪電気鉄道株式会社 本社事務所  
(大阪市中央区大手前1丁目7番31号)

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	京阪電気鉄道株式会社第27回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.06%
利払日	毎年6月14日および12月14日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成25年12月14日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各14日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）「9．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年6月14日
償還の方法	<p>1．償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年6月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）「9．元利金の支払」記載のとおり。</p>

募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したもしくは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項以外の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）からA-（シングルAマイナス）の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

## 2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
3. 社債管理者の不設置  
本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
4. 期限の利益喪失に関する特約  
当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失い、本(注)「5. 公告の方法」に定めるところに従い、直ちにその旨を公告する。  
当社が、別記「償還の方法」欄第2項「償還の方法および期限」の規定に違背したとき。  
当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項「利息支払の方法および期限」の規定に違背したとき。  
当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。  
当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。  
当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。  
当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。  
当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。
5. 公告の方法  
本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。
6. 社債要項の公示  
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
7. 社債要項の変更  
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)「10. 財務代理人、発行代理人および支払代理人」を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。  
(2) 本(注)「7. 社債要項の変更」第1項の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなす。
8. 社債権者集会に関する事項  
(1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集し、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)「5. 公告の方法」に定められた方法により公告する。  
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。  
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

10. 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
株式会社三井住友銀行

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	2,500	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	1,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	1,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,000	
計		10,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項なし

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	66	9,934

#### (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,934百万円は、全額を平成25年7月31日に償還期限が到来する社債償還資金に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

### 第2 【統合財務情報】

該当事項なし

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第91期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)までに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）までの間において変更が生じております。以下の内容は変更及び追加を反映し、その全体を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

事業等のリスク

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営方針

当社グループでは、将来にわたって当社グループが発展していくための打ち手を講ずるべく、平成26年度を目標年次とする中期経営計画を策定し、それに基づいた諸施策を実施しておりますが、これらについては、当社グループをとりまく経済環境その他の要因により所期の目標を予定通り達成できない可能性があります。

#### (2) 財政状態

##### 有利子負債

当社グループでは、中期経営計画において連結有利子負債 / EBITDA倍率の向上を目標としておりますが、平成24年度末時点の連結有利子負債（借入金、社債、短期社債、鉄道建設・運輸施設整備支援機構長期未払金の合計額）は3,278億8千万円であり、今後の金利動向次第では業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 退職給付債務

当社グループ従業員の退職給付費用及び債務は、主に割引率、期待運用収益率等の数理計算によって算出されておりますが、経済情勢の変化等によりこれらの前提条件が変更された場合や、年金資産の運用状況の悪化などがあつた場合は、数理計算上の差異としてそれ以降の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 保有資産の時価下落

当社グループが保有するたな卸資産、有形・無形固定資産及び投資有価証券等は今後時価が著しく下落した場合、減損損失または評価損を計上し業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 事故・不祥事

当社グループでは鉄道、バスなど大量の旅客を輸送する公共交通事業を営んでおり、安全管理には万全の注意を払っておりますが、大規模な事故が発生した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループではクレジットカード業を営む（株）京阪カードをはじめとして多数のお客様の個人情報を取扱っており、情報セキュリティ強化に努め、その管理には万全を期しておりますが、システムトラブルや犯罪行為により情報流出が発生した場合には京阪ブランドの信用失墜のみならず、お客様からの損害賠償請求等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 法的規制

当社グループの基幹事業である鉄道事業は「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）」の定めにより、経営しようとする路線及び鉄道事業の種別について国土交通大臣の許可を受けなければなりません（同法第3条）。許可等としては、当社設立時の明治39年8月25日に受けた特許状（内務省秘乙第216号）等がありますが、これらの許可等には期間の定めはありません。

また、収入の根幹をなす旅客運賃等の設定・変更については上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません（同法第16条）。なお、当該上限の範囲内で旅客運賃等を設定・変更しようと

するときには、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければなりません。

許可等の取り消しに関しては、同法第30条に定められており、同法、同法に基づく命令、同法に基づく処分・許可・認可に付した条件に違反した場合、正当な理由がないのに許可または認可を受けた事項を実施しない場合、同法第6条に定める事業許可の欠格事由に該当することとなった場合などに許可等の取り消しとなる可能性があります。

現時点において同法に抵触する事実等は存在しませんが、抵触し、国土交通大臣より事業の停止や許可の取り消しを受けた場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 競合

以下の場合におきまして業績に影響を及ぼす可能性があります。

鉄軌道事業におきましては、モータリゼーションが加速した場合や、当社グループ鉄道沿線エリアに他社が鉄道新線を敷設した場合。

バス事業におきましては、規制緩和により他社が当社グループ路線に参入してきた場合。

流通事業におきましては、当社グループ店舗の商圈に他社の大規模商業施設が建設された場合。

#### (6) 自然災害等

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を中心とする事業エリアに鉄道施設をはじめとして賃貸ビルや店舗等の営業施設を多数所有しております。当該事業エリアに大きな被害をもたらす地震等の自然災害が発生した場合や、所有する施設がテロの対象となった場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 少子高齢化

当社グループは、大阪府、京都府、滋賀県を事業エリアのベースとした地域に密着した企業群でありますので、少子高齢化の進展により当該事業エリアの人口が大幅に減少した場合、鉄道旅客数の減少をはじめとして業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

京阪電気鉄道株式会社 本社事務所

(大阪市中央区大手前1丁目7番31号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし